

**大湊川（五十鈴川合流点側）船舶係留施設
占用許可申請者 募集要項**

令和 8 年 8 月

**国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所
三重県 伊勢建設事務所**

1 募集の趣旨

勢田川、五十鈴川、大湊川及び宇治山田港（河川区域と港湾区域との重複区域及び当該区域に面する施設をいう。）には河川法・港湾法の占用許可を受けないまま係留されている船舶（以下「不法係留船」という。）が多数存在しており、これら船舶の中には洪水の流下阻害、流出した場合の河川管理施設又は港湾施設等の損傷、津波や高潮により護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生による周辺住民の生活環境の悪化を招くなど、様々な面で河川管理上及び港湾管理上の問題を引き起こすおそれがある。

このため、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所（以下「河川管理者」という。）、三重県伊勢建設事務所（以下「港湾管理者」という。）、地方自治体、地元自治会、漁業協同組合（以下「漁協」という。）、警察等からなる勢田川等水面利用対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、不法係留船対策を進めているところである。

この度、協議会の決定を受け、河川管理者及び港湾管理者は、当該区域のうち大湊川（五十鈴川合流点側）船舶係留施設（以下「本施設」という。）について、不法係留船を受け入れ、適正な管理運営を行うことにより、良好な係留環境を実現することを目的として、河川法第24条及び港湾法第37条に基づく占用許可（以下「占用許可」という。）を受け、本施設を占用し管理運営する者（以下「占用者」という。）を選定することとした。

ついては、占用者となることを希望し、占用許可の申請を行う者（以下「占用許可申請者」という。）を次の条件及び内容等により募集するものである。

2 概要

（1）本施設の概要

- ①施設名 大湊川（五十鈴川合流点側）船舶係留施設
- ②所在地 三重県伊勢市大湊町地先
- ③水域面積 約1,500㎡（別紙図面参照）
- ④収容能力 約30隻

（2）占用の期間

占用許可を受けた日から3年以内（以降、更新可能）

（3）占用料

上記水域面積のうち、占用面積に応じた占用料（1㎡あたり105円）を三重県河川流水占用料等徴収条例に基づき毎年三重県に納入するものとする。

3 応募資格要件

本施設を適正かつ安定的に管理運営できる法人であって、次の全ての要件を満たす者。

（1）共通要件

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続又は再生手続を開始している者でないこと。
- ②直近3年間に於いて、法人税、県税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- ③役員に次の各号に該当する者がいないこと。
 - （ア）破産者で復権を得ていない者
 - （イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - （ウ）成年被後見人、被保佐人

- ④・暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずる業者等でないこと。
 - ・暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずる業者等を委託先としていないこと。
 - ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤過去に河川法第75条又は港湾法56条の4により河川管理者又は港湾管理者の監督処分を受けた者でないこと。
- ⑥特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第42条の規定に該当する者でないこと。

（2）個別要件

- ①三重県伊勢市内に本店、本社又は主たる事務所（以下「本社等」という。）を有する者であること。
- ②過去5年間に次に示す同種業務の実績を有すること。
同種業務：直接あるいは委託を受けてプレジャーボート等小型船舶の保管業務について実績を有すること又は係留施設について河川管理者若しくは港湾管理者の占用許可を受けている者

4 募集条件（維持管理・運営に関する条件）

本施設を適正かつ安定的に管理運営するために、次の事項について実施することを募集条件とする

（1）施設・設備の保守・点検及び清掃等環境整備

- ①施設・設備の損傷の有無について、主として目視による日常点検に加え、施設の性能維持を目的とした点検を定期的実施し、施設の安全を確保するなど保守に努めること。
- ②上記①の点検のほか、許可船舶の係留位置の点検、沈没船の有無調査及び沈没船の撤去等適切な措置を行うこと。
- ③施設・設備において、周辺も含め清掃・除草（処分を含む。）等の日常管理を定期的実施すること。
- ④施設の利用状況、維持管理作業状況について、日報を記録し河川管理者及び港湾管理者の求めに応じ報告できるように整理を行い、まとめたものを毎年、河川管理者及び港湾管理者に提出すること。

（2）災害時の対応

- ①台風及び高潮など予測できる場合については、事前に係留施設を点検し、係留船舶の固定等の災害対策を行うとともに利用者の避難誘導その他の措置を講ずること。
- ②被災があった場合には、速やかに河川管理者及び港湾管理者へ報告するとともに、応急対策は占用者自らが行うこと。
- ③防潮扉の適切な維持管理について地元と調整を行うこと。

（3）水質事故等の対応

- ①緊急時の連絡が可能となるように関係機関（河川管理者、港湾管理者、警察、消防、漁協等）及び利用者との連絡体制を確立すること。また、緊急時の連絡体制について事前に計画書を作成し、河川管理者及び港湾管理者の承認を得ること。
- ②水質事故等が発生した場合は、速やかに関係機関（河川管理者、港湾管理者、警察、消防、漁協等）に連絡すること。
- ③水質事故等が発生した場合は、概ね30分以内に現場に赴き対応できる体制を確立すること。

(4) 利用者への指導

- ①利用者に対し、係留方法・場所、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生、清掃等の清潔保持等について適切に指導すること。また、災害時の対策について適切な措置をとるよう、日常から具体的措置内容を指導し、周知を図ること。
- ②利用者に係る賠償責任保険に加入させること。

(5) 訓練の実施

- ①台風、高潮、増水等の災害時及び油漏れ等の水質事故等が発生した場合に適切に対応できるよう定期的に訓練を実施すること。

(6) 管理運営

- ①係留対象船舶は、下記の4条件を満たすものとする。ただし、条件については追加の指示により変更となる可能性がある。
 1. 漁船法第13条に基づく漁船登録の検認を受けている、又は、船舶安全法第5条に基づく船舶検査証書の有効期間内である。
 2. 漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。(船舶への登録番号の表示など)
 3. 所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
 4. 上記に該当しても、平成28年8月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。
- ②地元(漁協、自治会、周辺民間マリーナ等)との連絡・調整を行うこと。
- ③本施設内における係留対象でない船舶の所有者に対する指導等を行うこと。
- ④占用区域内における苦情・問合せについては、占有者が責任をもって対応すること。
- ⑤協議会の活動に協力し、不法係留船対策に関する啓発活動等に取り組むこと。
- ⑥利用料金は、長期(9年間程度)にわたる収支計画、施設の特性や近隣相場を勘案し、著しく高額でない料金で、任意に設定するものとする。なお、利用料金を変更する場合は、あらかじめ河川管理者及び港湾管理者に連絡すること。

5 その他の条件

(1) 法令遵守

河川法、港湾法、その他関係法令、河川占用許可準則あるいは河川法第24条に基づく占用許可及び港湾法第37条に基づく占用許可に際して付される必要な条件を遵守すること。

(2) 第三者への委託

占有者は、必要に応じて管理運営の主たる部分を除いて、管理運営に係る業務の一部を第三者に委託することができる。ただし、業務の一部を委託する場合は、委託先及び委託する内容についてあらかじめ河川管理者及び港湾管理者に協議しなければならない。

また、暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずる業者等を委託先としないこと。

なお、主たる部分とは、下記のことをいう。

- ① 本施設の使用許可、許可の取消に関すること
- ② 関係機関との調整に関すること
- ③ 災害又は緊急時の対応に関すること

(3) リスク負担

近隣係留施設の増加等により利用者が減となる場合及び本施設内の各種工事等に伴

い、営業が休止となる場合等のリスクは、占有者が負うものとし、河川管理者及び港湾管理者はその責を負わない。

(4) 保険

占有者は、自らの負担において管理運営上必要な保険に加入すること。

(5) 環境への配慮

管理運営の実施に当たっては、騒音、振動、大気汚染、水質汚染及び廃棄物減量などの環境への負荷の低減に努めるものとする。

6 応募申込手続き等

(1) 応募書類

区分	提出書類	備 考
①	応募申込書	別記様式 1
②	本社等の所在地、本施設までの距離及び所要時間	別記様式 2
③	同種業務の履行実績	別記様式 3
④	提案書 ※【参考資料】これまでの協議会資料は、 三重河川国道事務所HPを参照。 アドレス https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/river/use/setagawa-suimen/index.html	別記様式 4－1～4－6
⑤	○株式会社等にあつては、直近3年間の貸借対照表、損益計算書その他経営内容を明らかにする書類 ○NPO法人にあつては、特定非営利活動促進法第29条第1項の規定に基づき、所轄庁に報告する直近3年間の書類 ○その他の団体にあつては、上記書類に準ずる書類任意の様式により提出のこと	
⑥	○定款、寄附行為又はこれに準ずる書類 ○法人登記簿の謄本又はこれに準ずる書類	法人のパンフレット等があれば添付すること
⑦	直近3年間の法人税、県税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書 (納税証明書様式その1 未納税額のみ)	
⑧	誓約書	別記様式 5

(2) 応募書類等の配布、問合せ先

応募に必要な書類は、下記配布場所において直接受取るか、ホームページからダウンロードすること。

① 配布期間

令和8年8月17日(月)から令和8年8月28日(金)まで(土日・祝日を除く)
※9:00～12:00、13:00～16:00

② 配布場所及び問合せ先

国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川占用調整課 担当：大石、松本

〒514-8502 三重県津市広明町297

電話 059-229-2218

FAX 059-229-2231

電子メール cbr-ir-mika5@mlit.go.jp

ホームページ <https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/river/use/setagawa-suimen/index.html#kanrenkizi>

(3) 質問の受付

①提出方法

この募集要項について質問がある場合は、様式①に必要事項を記載し、FAX又は電子メールにより上記6(2)②記載の問合せ先に送信すること。質問書を送信した場合は、問合せ先に受信状況を確認すること。

なお、電話による質問は受け付けない。

②受付期間

令和8年8月17日(月)9:00から令和8年8月28日(金)16:00まで

③質問の回答

質問の回答は、三重河川国道事務所ホームページへの掲載により行い、個別には回答しない。ホームページアドレスは、上記(2)②を参照のこと。

なお、回答は令和8年9月4日(金)までに掲載する。

(4) 応募書類の提出

次のとおり応募書類を電子メール又は郵送にて提出すること。郵送する場合は簡易書留とすること。

①提出又は送付先 上記6(2)②に同じ

②受付期間

令和8年9月7日(月)9:00から令和8年10月2日(金)16:00まで
(土日・祝日を除く)

(5) 応募に関する留意事項

①応募内容の変更禁止

応募書類の提出後は、内容を変更及び追加することはできない。ただし、河川管理者又は港湾管理者が必要と認め、追加資料を求めた場合はこの限りでない。

②虚偽又は不正記載をした場合等の取扱い

応募書類に虚偽又は不正の記載があった場合及び応募者において本要項に掲げる内容に反する事項が判明した場合は失格とする。期間内に必要な書類等が提出されなかった場合及び提出書類に必要事項の記載がない場合も同様とする。

③追加資料の提出等

河川管理者又は港湾管理者が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングを求めることがある。

④応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合には、参加辞退届(様式②)を、上記(2)②記載の問い合わせ先に電子メール又は郵送にて提出すること。

⑤費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とする。

⑥応募書類の著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、河川管理者又は港湾管理者は占用者の決定の公表及びその他必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用するものとする。

⑦応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却しない。

(7) スケジュール

区分	事 項	期 日
①	募集要項等の発表・配布期間	令和8年8月17日（月） ～令和8年8月28日（金）
②	募集要項等に関する質問の受付期間	令和8年8月17日（月） ～令和8年8月28日（金）
③	質問の回答（ホームページ掲載） ※アドレスは(2)②参照のこと	令和8年9月4日（金）
④	応募書類受付期間	令和8年9月7日（月） ～令和8年10月2日（金）
⑤	占用許可申請者の審査、決定	令和8年10月～11月 （予定）
⑥	選定結果の通知・公表	令和8年11月下旬（予定）

7 審査の方法と基準

(1) 選定方法

- ① 占用許可申請者の選定に当たっては、河川管理者及び港湾管理者が提出書類により参加資格を確認し、大湊川（五十鈴川合流点側）船舶係留施設占用許可申請者選定基準（以下「選定基準」という。）により審査及び占用許可申請者の選定を行う。
- ② 第1次審査（資格審査）
提出書類により、占用許可申請者としての資格について審査を行う。
- ③ 第2次審査（管理運営能力等審査）
第1次審査で資格が有るとされた応募者を対象に、提出書類により、管理運営能力等について審査を行う。
なお、選定に際して、提案内容の説明を求めることがある。この場合は、事前に日時、場所、項目等を通知する。
- ④ 占用許可申請者は第1次審査の結果及び第2次審査の合計点で、河川管理者及び港湾管理者が選定する。結果については、全ての応募者に通知するとともに、選定された者については三重河川国道事務所ホームページで公表する。
なお、審査結果については、自ら又は他の応募者にかかわらず、経過や内容についての問合せには一切応じない。
- ⑤ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合がある。

(2) 選定基準

具体的な審査項目については、別紙選定基準のとおりとする。

8 河川法、港湾法に基づく占用許可等

(1) 河川法に基づく占用許可等

① 河川法第24条に基づく占用許可申請

選定された者は、国土交通省中部地方整備局長（三重河川国道事務所）に河川法の規定に基づく占用許可申請を行うこと。

②占用の期間

占有許可を受けた日から３年以内（以降、更新可能）

③費用負担

占有許可等の手続き等に関する費用は、申請者の負担とする。

（２）港湾法に基づく占有許可等

①港湾法第３７条に基づく占有許可申請

選定された者は、三重県知事（伊勢建設事務所）に港湾法の規定に基づく占有許可申請を行うこと。

②占用の期間

占有許可を受けた日から３年以内（以降、更新可能）

③三重県港湾施設管理条例第３条に基づく許可申請

必要に応じて、三重県知事（伊勢建設事務所）に三重県港湾施設管理条例に基づく使用許可申請を行うこと。

④費用負担

占有許可等の手続き等に関する費用は、申請者の負担とする。

選定基準

第 1 次審査（資格審査）

採点項目	審査の視点
① 会社更正手続き等	・ 会社更生法又は民事再生法の規定による更正手続き又は再生手続きを開始している者でないこと
② 税金の滞納	・ 直近 3 年間に於いて、法人税、県税、消費税及び地方税等納付すべき税金を滞納している者でないこと
③ 役員	・ 役員に次の各号に該当する者がいないこと （ア）破産者で復権を得ていない者 （イ）禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者 （ウ）成年被後見人、被保佐人
④ 暴力団員	・ 暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずる業者等でないこと。 ・ 暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずる業者等を委託先としていないこと。 ・ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑤ 監督処分	・ 過去に河川法第 7 5 条又は港湾法 5 6 条の 4 により河川管理者又は港湾管理者の監督処分を受けた者でないこと
⑥ 特定非営利活動法人	・ 特定非営利活動促進法第 4 2 条の規定に該当する者でないこと
⑦ 本社等の所在地	・ 三重県伊勢市内に本社等を有するものであること
⑧ 同種業務の実績	・ 過去 5 年間に同種業務の実績を有すること

選定基準

第2次審査（管理運営能力等審査）

採点項目	審査の視点	配点
① 経営能力	・ 直近3年間の財務状況 （貸借対照表、損益計算書、法人税申告書）	10
② 本社等の所在地、本施設までの距離及び所要時間 （別記様式2）	・ 本店、本社又は主たる事務所の所在地 ・ 本施設までの距離及び所要時間	5
③ 同種業務の実績 （別記様式3）	・ 過去5年間における同種業務の実績	10
④ 施設・設備の保守・点検及び清掃等環境整備 （別記様式4-1）	・ 施設等の保守・点検の方針、実施体制 ・ 清掃・除草の方針、実施体制	15
⑤ 災害時の対応 （別記様式4-2）	・ 災害時の対応方針、実施体制	10
⑥ 水質事故等の対応 （別記様式4-3）	・ 事故発生時の対応方針、実施体制	10
⑦ 利用者への指導 （別記様式4-4）	・ 利用者への指導・助言 ・ 水域利用上のマナー・ルールの理解	10
⑧ 訓練の実施 （別記様式4-5）	・ 訓練の頻度、実施方法等	5
⑨ 管理運営 （別記様式4-6）	・ 係留施設の利用条件（対象船舶等）の考え方 ・ 地元（漁協、自治会、民間マリーナ等）との連絡体制の考え方 ・ 係留対象でない船舶の所有者に対する指導等について ・ 苦情処理の対応方針、実施体制 ・ 協議会との連携確保の考え方 ・ 使用料金の考え方 ・ 管理責任者及び管理運営体制（※） （外部委託の考え方を含む） ・ 専門的知識、技術等の人的能力（※） ・ 必要な資機材の保有（※）	35
合 計		110

（※）以外は「3 応募資格要件」及び「4 募集条件（維持管理・運営に関する条件）」となっておりますので、全て満たす必要があります。

**大湊川（五十鈴川合流点側）船舶係留施設
占用許可申請者応募申込書**

令和 年 月 日

国土交通省三重河川国道事務所長 様
三重県伊勢建設事務所長 様

住所（所在地）

法人名

代表者氏名

大湊川（五十鈴川合流点側）船舶係留施設の占用許可申請者募集に参加したいので、募集要項の各条項を承知のうえで、下記のとおり応募します。

なお、この申込書及び関係書類の記載内容については、事実と相違ありません。

記

1. 添付書類（内容については、募集要項で確認願います。）

- ① 応募申込書（別記様式 1）
- ② 本社等の所在地、本施設までの距離及び所要時間（別記様式 2）
- ③ 同種業務の履行実績（別記様式 3）
- ④ 提案書（別記様式 4－1～4－6）
- ⑤ 直近 3 年間の貸借対照表・損益計算書
- ⑥ 定款、寄附行為及び法人登記履歴全部証明書
- ⑦ 直近 3 年間の法人税、県税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書（納税証明書様式その 1 未納税額のみ）
- ⑧ 誓約書（別記様式 5）

本件責任者 所 属 :

役 職 :

氏 名 :

担 当 者 所 属 :

役 職 :

氏 名 :

電 話 :

E-mail :

同種業務の履行実績

応募者氏名(法人名)	
------------	--

業務名	〇〇〇〇〇〇〇〇業務
履行期間	
発注機関名 (委託の場合は記載)	
業務の概要	
業務名	〇〇〇〇〇〇〇〇業務
履行期間	
発注機関名 (委託の場合は記載)	
業務の概要	
業務名	〇〇〇〇〇〇〇〇業務
履行期間	
発注機関名 (委託の場合は記載)	
業務の概要	

- 注1) 記載する業務は、3件を上限とし、実績数が3件に満たない場合は、実績数分を記載する。
- 注2) 業務の概要は、具体的に記述すること。
- 注3) 実績として記載した業務が確認できる証明書類（利用者との契約書（写）、委託契約書（写）、占用許可書（写）等）を添付すること。

提案書

応募者氏名(法人名)	
------------	--

提案内容
1 施設・設備の保守・点検及び清掃等環境整備について ① 施設等の保守・点検の方針（範囲、方法、頻度等）及び実施体制について記載してください。 ② 清掃・除草の方針（範囲、方法、頻度等）及び実施体制について記載して下さい。

※ A 4 版 2 ページ以内

提案書

応募者氏名(法人名)	
------------	--

提案内容
2 災害時の対応について 災害時の対応方針（防止策、連絡体制、発生時の対応方法等）及び実施体制について記載して下さい。

※A 4 版 2 ページ以内

提案書

応募者氏名（法人名）	
------------	--

提案内容
3 水質事故等の対応について 水質事故等の対応方針（防止策、連絡体制、発生時の対応方法等）及び実施体制について記載して下さい。

※ A 4 版 2 ページ以内

提案書

応募者氏名(法人名)	
------------	--

提案内容
4 利用者への指導について 利用者への指導・助言の考え方（係留方法・場所、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生、清掃等の清潔保持、災害時の対策等の指導及び事故に備えての保険加入等）について記載して下さい。

※ A 4 版 2 ページ以内

提案書

応募者氏名(法人名)	
------------	--

提案内容
5 訓練の実施について 訓練の実施の考え方（頻度・実施方法等）について記載して下さい。

※ A 4 版 2 ページ以内

提案書

応募者氏名(法人名)	
------------	--

提案内容
6 管理運営について ① 係留施設の利用条件の考え方（対象船舶等）について記載して下さい。 ② 地元（漁協、自治会、民間マリーナ等）との連絡体制の考え方について記載して下さい。 ③ 係留対象でない船舶の所有者に対する指導等について記載して下さい。 ④ 苦情処理の対応方針の考え方及び実施体制について記載して下さい。 ⑤ 協議会との連携確保の考え方について記載して下さい。 ⑥ 使用料金の考え方について記載して下さい。 ⑦ 管理責任者及び管理運営体制について記載して下さい。 ・施設の管理運営に当たる組織図を記載して下さい。 ・1日の標準的な職員配置（勤務時間帯と業務内容）を記載して下さい。 ・外部委託をする場合は、再委託先又は協力先、その理由及び業務範囲を記載して下さい。 ⑧ 専門的知識、技術等の人的能力について記載して下さい。 ・資格や免許等を有する職員がいる場合は、資格等の名称を記載してください。（例えば、1級又は2級小型船舶操縦士免許を有する者、玉掛技能講習修了証を有する者、水難救助講習受講者等） - なお、保有資格については資格証等の写しを添付して下さい。 ・業務経験を有する職員がいる場合は、これまで経験した業務内容、経験年数等を記載して下さい。 ⑨ 必要な資機材の保有（業務用船舶、牽引用車両、オイルフェンス、オイルマット等）について記載して下さい。

※ A 4 版 4 ページ以内

国土交通省三重河川国道事務所長 様
三重県伊勢建設事務所長 様

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和8年8月17日付けで公募のありました、大湊川（五十鈴川合流点側）船舶係留施設占用許可申請者募集について、下記のとおり誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続又は再生手続を開始している者でないこと。
- ②直近3年間において、法人税、県税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- ③役員に次の各号に該当する者がいないこと。
 - （ア）破産者で復権を得ていない者
 - （イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - （ウ）成年被後見人、被保佐人
- ④暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずる業者等でないこと。
暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずる業者等を委託先としていないこと。
警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ⑤過去に河川法第75条又は港湾法56条の4により河川管理者又は港湾管理者の監督処分を受けた者でないこと。
- ⑥特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第42条の規定に該当する者でないこと。

質 問 書

令和 年 月 日

国土交通省三重河川国道事務所長 様
三重県伊勢建設事務所長 様
(F A X : 0 5 9 - 2 2 9 - 2 2 3 1)

法人の名称	
担当者所属・氏名	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	
質問事項	

参 加 辞 退 届

令和 年 月 日

国土交通省三重河川国道事務所長 様
三重県伊勢建設事務所長 様

法人の名称
所 在 地
代表者氏名

令和8年〇月〇日付けで応募した大湊川（五十鈴川合流点側）船舶係留施設占用
許可申請者募集については、下記の理由により参加を辞退します。

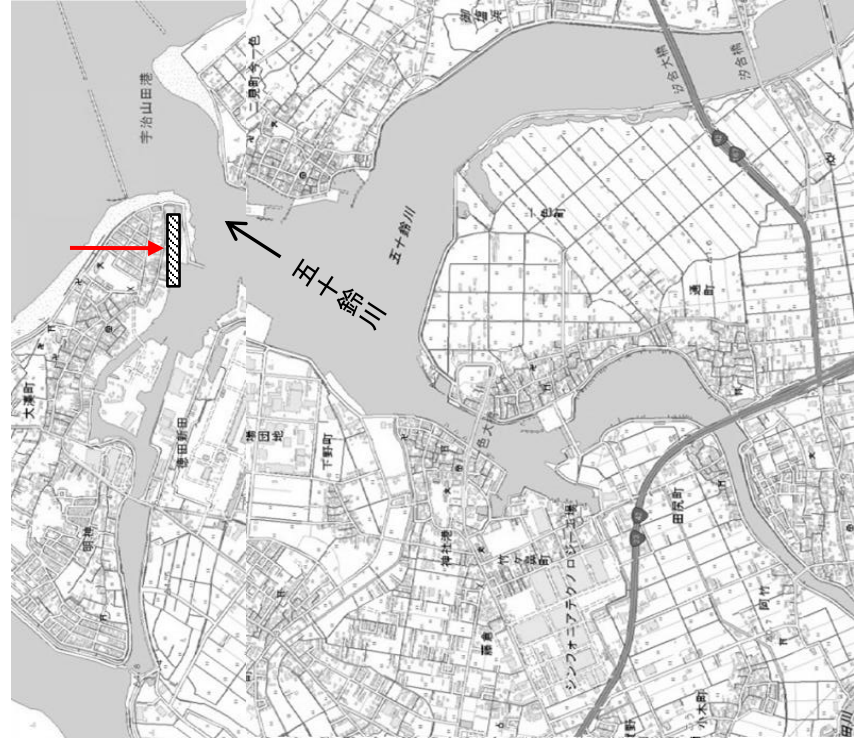
記

（応募を辞退する理由）

本件責任者	所 属 :
	役 職 :
	氏 名 :
担 当 者	所 属 :
	役 職 :
	氏 名 :
	電 話 :
	E-mail :

大湊川(五十鈴川合流点側)船舶係留施設 占用許可申請者 募集要項

別紙図面



係留施設予定箇所

